

農林水産政策審議会運営細則（案）  
(平成28年9月12日農林水産政策審議会議決)

(趣旨)

第1条 この運営規則は、農林水産政策審議会規則(昭和36年規則第43号)第10条の規定に基づき、審議会の運営に関して必要な事項を定める。

(代理出席)

第2条 規則第4条第1項第2号の関係団体の役職員の委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 委員は、代理人を出席させる場合には、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(審議会の公開)

第3条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会を公開しない旨の決議をしたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 審議会の開催は、非公開とする場合を除き、審議会の6日前までに公表するものとする。

3 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定義)

第4条 傍聴人とは、会長の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会長が別に定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 報道関係者を除き、会議を傍聴しようとする者は、別に定める方法で、会長に申し出なければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと
- (5) その他審議会の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(傍聴時の撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、審議会において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(傍聴人への事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならぬ。

(傍聴人が退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が、審議会の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき
- (2) 傍聴人が、第7条から第10条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき

(部会における取り扱い)

第12条 第3条から第11条の規定は、審議会規則第8条に定める部会の開催において準用する。

附則

この運営細則は、平成28年9月12日から施行する。

附則

この運営細則は、令和4年 月 日から施行する。

(様式第1号)

| 写真撮影等許可願        |       |
|-----------------|-------|
| 撮影等年月日          |       |
| 撮影等の目的          |       |
| 撮影者等の<br>氏名・住所  |       |
| フラッシュ<br>使用等の有無 | 有 · 無 |
| 備考              |       |
| 上記のとおりご許可願います。  |       |
| 年 月 日           |       |
| 農林水産政策審議会会长 様   |       |
| 申込者 住所<br>氏名    |       |

(参考様式)

委任状

私儀

このたび、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

〇年第〇回農林水産政策審議会における委員報酬及び旅費の受領並びに審議等に関する一切の権限

年 月 日

兵庫県知事 様

農林水産政策審議会 会長 様

住 所

職 名

氏 名